

加治川治水ダム操作規則

平成25年6月

新潟県

目 次

第1章 総 則（第1条・2条）	1
第1条 （通 則）	1
第2条 （ダム の用途）	1
第2章 貯水池の水位等（第3条～第7条）	1
第3条 （洪 水）	1
第4条 （洪水期及び非洪水期）	1
第5条 （水 位）	1
第6条 （常時満水位）	1
第7条 （サーチャージ水位）	1
第3章 貯水池の用途別利用（第8条）	2
第8条 （洪水調節のための利用）	2
第4章 洪水調節等（第9条～第14条）	2
第9条 （洪水警戒体制）	2
第10条（洪水警戒体制時における措置）	2
第11条（洪水調節）	2
第12条（洪水調節等の後における水位の低下）	3
第13条（洪水に達しない流水の調節）	3
第14条（洪水警戒体制の解除）	3
第5章 貯留された流水の放流（第15条～第19条）	3
第15条（貯留された流水を放流することができる場合）	3
第16条（放流の原則）	4
第17条（放流量）	4
第18条（放流に関する通知等）	4
第19条（ゲート等の操作）	4
第6章 点検、整備等（第20条～第22条）	4
第20条（計測、点検及び整備等）	4

第21条 (観測)	4
第22条 (記録)	5
第7章 雑則 (第23条)	5
第23条 (細則)	5
附則	5

第1章 総 則

(通則)

第1条 加治川治水ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 加治川治水ダムは、洪水調節をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒150立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月15日から9月30日までの期間
- 二 非洪水期 10月1日から翌年6月14日までの期間

(水位)

第5条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高274.4メートルとし、第11条の規定により洪水調節を行う場合及び第13条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高317.0メートルとし、第11条の規定により洪水調節を行う場合及び第13条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節のための利用)

第8条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高274.4メートルから標高317.0メートルまでの容量18,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第9条 新発田地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 新潟地方気象台から新発田地域において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。
 - 二 その他、加治川治水ダム操作細則（以下「細則」という。）で定めるところにより洪水の発生が予想される時。
- 2 局長は、第13条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第10条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次の各号に定める措置を執らなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節)

第11条 局長は、流入量が毎秒150立方メートルに達した後は、流入量が一旦最大に達した後毎秒150立方メートルに減少するまで毎秒150立方メートルの流水を放流することにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第12条 局長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあつては、前条本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては、毎秒150立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第13条 局長は、気象、水象、河川環境の保全その他の状況により必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第15条 ダムによって貯留された流水は、第6条、第7条、第11条、第12条及び第13条の規定による場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムから放流することができる。

- 一 第20条第1項の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項各号の一に該当する場合の放流の限度は、毎秒150立方メートルとする。

(放流の原則)

第16条 局長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第17条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、第11条、第12条、第15条2項に規定する量、その他の場合にあっては流入量に相当する量からそれぞれ焼峰発電所（以下「発電所」という。）の使用水量（毎秒4立法メートル以内）を控除した量を超えてはならない。

(放流に関する通知等)

第18条 局長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第19条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備等)

第20条 局長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 局長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第21条 局長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第 22 条 局長は、ゲート等を操作し、第 20 条第 1 項の規定による計測、点検及び整備を行い並びに前条第 1 項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第 7 章 雑 則

(細則)

第 23 条 この規定に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、別途定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年規則第 76 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年規則第 31 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 6 月 15 日から適用する。